

## 令和元年第9回

# 海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和元年9月26日  
13時30分～14時30分

会 場 海老名市役所6階議員全員協議会室

## 令和元年第9回海老名市農業委員会定例総会

令和元年9月26日「令和元年第9回海老名市農業委員会定例総会」を海老名市議会全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 鈴木 守	2番 深澤 伸治	3番 清水 澄雄	4番 松島 淳一
5番 小島 富士男	6番 波多野 寛	7番 市川 和美	8番 竹内 章人
9番 新戸 和夫	10番 守屋 福夫	11番 宮基 功	12番 金指 満
13番 二見 務	14番 大矢 美知子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝	16番 鈴木 信一	17番 尾上 富夫	18番 小松 佐一
19番 猪熊 克行	20番 齋藤 孝一		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、管理係長 草薙 砂織、主査 加藤 謙次、主事 柴田 康平

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第3 議案第44号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について  
日程第4 議案第45号 農用地利用集積計画（案）について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 生産緑地の斡旋について
- (2) 農地の使用貸借権の解約について
- (3) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間： 午後 1 時 3 0 分）

【議 長】 ただいまの出席委員は、14名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議 長】 ご異議なしということでございますので、12番委員、13番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3ページから7ページ、4. 報告事項の（1）活動状況について、（2）農地の異動状況について、（3）県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した）

【議 長】 報告事項が終了いたしました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議 長】 ないようでしたら、この程度にさせていただきます。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、この規定に基づき、傍聴の許可をしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議 長】 異議なしということでございますので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させてください。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

【議 長】 再開いたします。

これより5. 付議事項に入ります。

議案書8ページ、日程第1、議案第42号、農地法第3条の規定によ



は100日、母■■■さんの農業経験年数は50年で、農業従事日数は200日だそうです。■■さん自体の現在の農業経営面積は、自作地の田が■■■■■■■■■平米、畑が■■■■■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■■■■■平米、借り入れ地の田が■■■■■■■平米、畑が■■■■■平米で、合計、■■■■■■■平米となります。これにより下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター3台、田植え機1台、耕運機1台、コンバイン1台、防除機3台を所有しております。また、地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載がございます。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しては特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。5番委員。

【5番委員】 昨日、現地調査に行つて参りました。現地は野菜が作付されており、きれいに農地として管理されておりました。問題ないと思ひます。

【議長】 それでは、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑も意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

受付番号20について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よつて、許可相当とさせていただきます。

続きまして、受付番号21について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 受付番号21、申請地は、本郷字■■■■■■■■■■■、台帳地目、畑、現況地目、畑、■■■■■■■平米、ほか5筆、議案書どおりでございます。譲受人は、本郷■■■■■■■■■、■■■■■、譲渡人は、厚木市松枝

■■■■■■■■、■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。

現地の案内図及び写真は、資料 2 - 1 及び資料 2 - 2 にございます。  
以上でございます。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。13番委員。

【13番委員】 先ほどの案件と内容は同じなのでよろしくお願ひいたします。

【議長】 同じということでございますので、事務局、補足説明をお願いいたします。

【主 事】 ■■さんの農家世帯としての状況は先ほど説明したとおりでございます。申請書のほうにも地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、こちらにも記載がございます。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても譲受人として問題ないと思われます。また、許可をすることができない場合が定められております農地法第 3 条第 2 項各号に該当する項目もございません。この案件に関しても特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。5 番委員。

【5 番委員】 まず、■■■■■■■■については、野菜が作付されており、きれいに使われておりました。■■■■■■■■、■■■■、■■■■■■■■については、耕作はされておりましたが、草がきちんと刈られており、農地として適切に管理されていると思ひました。

続いて、田んぼ 2 枚については、稲が作付されており、特に問題はありません。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号 2 1 について、質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑も意見もないようでございますので、採決をさせていただきます



が、私から意見を申し上げます。

この申請は、道路を挟んで南側に■■■■の工場と事務所が新設されたため、そこに通勤する従業員用の駐車場に転用したいというものです。周辺の土地への影響ですが、東と南側は道路、西側は資材置場で、農地と隣接するのは北側となります。北側の農地は申請者の農地であります。この案件については特に問題はないのではないかと思います。

以上です。

【議長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主事】 今、13番委員から説明されていた内容と重複する部分がございますが、補足説明をさせていただきます。

今回の申請は、精密機械などをつくる■■■■が駐車場としてこの農地を農地転用したいという旨の申請になります。■■■■は、目黒区に本社を構え、ことしの9月に申請地南側に新工場と附属事務所を新設しましたが、社員の増員に伴う駐車場を確保することが必要であり、転用できる場所を検討したところ、当該地の地権者との合意が得られたため、申請に至ったとのことです。

資料3-1の左下、農地区分をご覧ください。農地の立地基準は、第3種農地となります。これは、市街化区域から申請地まで住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんしていることから判断ができます。第3種農地は、農地転用が原則許可となる立地区分になります。

続きまして、資料3-2の土地利用計画図をご覧ください。資料3-2は、上側が北を指しております。申請地の北側を切土、南側を盛土により整地して、砂利で舗装し、従業員用の駐車場を整備します。周囲は、北側は25センチのコンクリートの土どめを設置します。西側は、既存のRC擁壁と板塀を土どめとします。東側及び南側の道路との境界は、申請地を道路より5センチほど低くなるように整地する計画です。これらによって土砂の流出、崩壊等が防げる計画となっております。

詳細は資料3-4をご覧ください。こちらの資料3-4のX-X'断面が東西、Y-Y'断面が南北をあらわしております。出入りにつきましては、申請地の南側及び東側から行う計画です。雨水の処理につきま



しては、申請地を砂利で舗装した上、浸透ますを4カ所に設置し、敷地内浸透処理とする計画になります。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用はやむなしと思われます。

以上でございます。

【議 長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。5番委員。

【5番委員】 現地の田んぼと畑については、きれいに管理されており、耕作されておりました。また、土砂の流出や排水については、ただいま事務局からも説明がありましたように、配慮がされておりますので、特に問題はないかと思えます。

以上です。

【議 長】 それでは、質疑をお受けいたします。質疑のある方。11番委員。

【11番委員】 恐れ入りますが、面積の関係ですけれども、案内図を見させていただくと、地番が、北側のほうに2筆あって、そちらがそれぞれ、うち何平米というふうな形の記載になっておりますけれども、残った部分の、すなわち、残った部分は北側も同一地権者だというご説明でしたけれども、したがって、少しセットバックをしたような形で、今回、賃貸借契約を結ばれるということなんでしょうか。若干少し異なっているような形で、面積がうち何平米ということで2筆になっていると思えますけれども、その辺のところはどういうことでしょうか。

【主 事】 今ご質問をいただいた農地の一部を転用する3筆についてですが、こちらの農地の北側に関しましては、畑としてそのまま使用します。今回、その北側ではなくて、南側のところに関しましては、必要な部分のみを駐車場として転用するというふうな申請になっております。

【議 長】 よろしいですか。

ほかに。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑はないようでございますので、それでは、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

受付番号12について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

**【議長】** 挙手全員でございます。よって、許可相当とさせていただきます。  
暫時休憩いたします。

(休憩)

**【議長】** それでは、再開をさせていただきます。  
続きます。受付番号13について、事務局から提案説明をお願いいたします。

**【主査】** 受付番号13、申請地は、上郷字■■■■■■■■、登記簿地目、田、■■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりで、合計、■■■■■平米です。現況は、農業振興地域内の田です。転用者は、東京都中央区日本橋■■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■株式会社、代表取締役社長■■■■、譲渡人は、横浜市旭区中沢■■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■■、ほか1名、議案書のとおりでございます。転用の目的は、駐車場、権利の種類は、賃借権の設定です。

現地のご案内図は、資料4-1をご覧ください。資料は、案内図のほかに、現地の写真、土地利用計画の平面図、造成計画の平面図、断面図、排水計画の平面図をお配りしております。

以上でございます。

**【議長】** 地区委員の意見をお伺いいたします。2番委員。

**【2番委員】** この上郷字■■の田んぼに関してですけれども、ららぽーとの駐車場ということで、現況は、東側が新しくできた道で、西側が農道、北側は田んぼをつくっております。そして、南側は駐車場となっており、農業に及ぼす影響、周りに及ぼす影響は最小限守られると思っております。

以上です。

**【議長】** 事務局、補足説明をお願いいたします。

**【主査】** 不動産の売買、貸借管理業等を行う■■■■■■株式会社が駐車場として農地転用をしたいという申請です。理由書によりますと、■■■■■■が運営するららぽーと海老名の駐車場が、現在、土日、祝日のうち7割の日で満車となっており、周辺道路の混雑を引き起こしているため、新

たな駐車場の整備を計画したそうです。用地の選定に当たり、ららぽーとの併設駐車場として、長期間利用でき、かつ、徒歩5分圏内であることを条件に適地を探したそうですが、ららぽーとに隣接する地区は既に他の企業等により土地利用されていることから用地は確保できず、隣接地区の外周部の農地まで範囲を広げて探したところ、当該地の地権者と合意が得られたため、申請に至ったとのこと。なお、この後ご審議いただく受付番号14も同様に■■■■■がららぽーと海老名の駐車場を整備する内容の申請になっておりますが、申請地が離れていること、また、仮に一方が許可、もう一方が不許可となった場合でも、それぞれの駐車場としての機能に支障が出ないため、別々の案件として取り扱うということで、神奈川県と調整が済んでいることをご報告いたします。

それでは、資料4-1の左下、農地区分をご覧ください。農地の立地基準は、第2種農地です。これは、申請地からおおむね500メートル以内にJR海老名駅があることから判断できます。第2種農地は、申請にかかる農地にかえて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる場合、つまり、代替地がある場合ですと許可とならない土地ですが、逆に、代替地がないと認められる場合にのみ許可となる立地区分です。本案件につきましては、条件に合うような土地を周辺で探したそうですが、見つからなかったという旨が理由書に記載されておりますので、代替地はないと考えられます。

続きまして、資料4-2、土地利用計画図をご覧ください。図は、上側が北を指しております。申請地全体を盛土して、整地、転圧、アスファルト舗装し、周囲をコンクリートブロックで囲って、普通車59台分の駐車場を整備します。北側は田、南側は駐車場、東西は市道と隣接しており、それぞれの境界にはコンクリートブロック3段を設置して土どめを行い、1.2メートルのフェンスによりごみ等の飛散を防止します。土どめの頭は5センチほど出る計画です。出入りは、南東側、図面右側の市道上郷河原口線沿いの一番下の部分から行います。出入り口部分に農業用の排水路が通っておりますが、既にコンクリートまたはグレーチングのふたがかかっており、上部は通行できるようになっております。

続いて、資料４－３をご覧ください。申請地全体に薄く色がついておりますが、これは盛土をあらわしています。場所により最大５０センチほど盛土する計画です。また、図の中に、１、２、３とＡという記載がございますが、これらはこの後の資料、資料４－４から４－６の断面図と対応しております。

続いて、資料４－４及び資料４－５をご覧ください。こちらが申請地を東西に切った断面図となります。１－１が申請地の南側、２－２が申請地中央部、３－３が申請地の北側の断面となります。いずれの断面図も左側が西となり、市道に接しております、申請地側が最大６０センチほど高くなります。また、右側が東側となり、同じく市道に接しており、申請地側が最大１０センチほど高くなります。東西とも境界にコンクリートブロック３段を設置し、土どめとする計画です。

次に、資料４－６をご覧ください。申請地を南北に切った断面図です。図の左側が南で、駐車場と接しており、申請地側が３０センチほど高くなります。また、右側が北で、田と接しており、申請地側が５０センチほど高くなります。南北とも境界にコンクリートブロック３段を設置し、土どめとする計画です。これらによって土砂の流出、崩壊が防げる計画となっております。

続いて、資料４－７をご覧ください。こちらが雨水排水計画の平面図です。申請地内に集水ますを設置し、東西に１本、南北に２本の浸透トレンチを埋設することによって、敷地内浸透処理をする計画となっております。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上でございます。

**【議長】** 現地調査班長に意見をお伺いいたします。５番委員。

**【５番委員】** この田んぼは休耕地となっており、写真にありますように若干草が生えておりましたが、農地として管理されているというふうに考えます。また、土砂の流出、崩壊についてはさまざまな配慮がされており、特に問題はないかと思えます。

以上です。

【議長】 それでは、質疑のある方。いらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

【議長】 意見のある方。いらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

【議長】 質疑も意見もないようでございますので、受付番号13について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

【議長】 挙手全員でございます。よって、許可相当とさせていただきます。

続きまして、議案書10ページ、受付番号14について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号14、申請地は、上郷字■■■■■■■■、登記簿地目、田、■■■■平米、ほか3筆、議案書のとおりで、合計、■■■■平米です。現況は、農業振興地域内の田です。転用者は、東京都中央区日本橋■■■■■■■■■■、■■■■■■株式会社、代表取締役社長■■■■、譲渡人は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■■、ほか4名、議案書のとおりです。転用の目的は、駐車場、権利の種類は、賃借権の設定です。

現地の案内図は、資料5-1をご覧ください。資料は、案内図のほか、現地の写真、土地利用計画の平面図、造成計画の平面図、断面図、排水計画の平面図をお配りしております。

以上でございます。

【議長】 それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。2番委員。

【2番委員】 それでは、受付番号14につきましても、受付番号13と同じ譲渡人、ららぼーとの駐車場の予定であります。周りの農業に及ぼす影響としまして、南側に市道61号線、そして西側に農道、北側の畑は現在、何も植わっておりません。そして東側は、道を今つくっている最中で、一、二年後には道になろうかと思っておりますので、農業に及ぼす影響は限られていると思っております。

以上です。

【議長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主査】 それでは、先ほどの案件と申請理由等で重複する部分もございますが、改めてご説明いたします。

不動産の売買、貸借管理業等を行う■■■■株式会社が駐車場として農地転用をしたいという申請でございます。理由書によりますと、■■■■が運営するららぽーと海老名の駐車場が、現在、土日、祝日のうち7割の日で満車となっており、周辺道路の混雑を引き起こしているため、新たな駐車場の整備を計画したそうです。用地の選定に当たり、先ほどと同様の条件でございますが、ららぽーとの併設駐車場として、長期間利用でき、かつ、徒歩5分圏内であることということで探したところでございますが、ららぽーとに隣接する地区は既に他の企業等により土地利用されていることから、用地は確保できず、隣接地区の外周部の農地まで範囲を広げて探したところ、当該地の地権者と合意が得られたため、申請に至ったとのことでございます。

資料5-1の左下、農地区分をご覧ください。農地の立地基準は、第3種農地です。これは、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域であり、かつ、500メートル以内に教育施設、医療施設が2つ以上存することから判断できます。第3種農地は、農地転用が原則許可となる立地区分です。

続きまして、資料5-2の土地利用計画図をご覧ください。図は、上側が北を指しております。申請地全体を盛土して、整地、転圧、アスファルト舗装し、周囲をコンクリートブロックで囲って、普通車108台分の駐車場を整備します。北側は畑、南、東、西側が市道と接しており、それぞれの境界にはコンクリートブロック3段を設置して土どめを行い、1.2メートルのフェンスによりごみ等の飛散を防止します。土どめの頭は5センチほど出る計画となっております。出入りは、南東側、図面下側の市道61号線沿いの右側の部分から行います。なお、市道61号線には、現在、申請地内に道路側溝がございますが、土で埋まってしまっており、ほとんど機能していない状態となっております。今回の

転用に当たって、道路用地内に新たにU字溝の道路側溝を整備する計画となっております。

続いて、資料5-3をご覧ください。薄く色がついている部分が盛土、一部白くなっている部分が切土をあらわしています。切土については、畔の一部のみで、全体としては最大50センチほど盛土する計画となっております。また、図の中に、1、2、3とAという記載がございますが、これらは、この後の資料、5-4から5-6の断面図と対応しております。

資料5-4及び5-5をご覧ください。申請地を東西に切った断面図です。1-1が申請地の南側、2-2が申請地中央部、3-3が申請地の北側の断面となります。いずれの断面図も、東側が西で市道に接しており、申請地側が最大45センチほど高くなります。また、右側が東で、同じく市道に接しており、申請地側が最大40センチほど高くなります。東西とも境界にコンクリートブロック3段を設置し、土どめとする計画です。

次に、資料5-6をご覧ください。申請地を南北に切った断面図です。図の左側が南で、市道と接しており、高低差はございません。また、右側が北で、畑と接しており、申請地側が35センチほど高くなります。南北とも境界にコンクリートブロック3段を設置し、土どめとする計画です。これらによって土砂の流出、崩壊が防げる計画となっております。

続いて、資料5-7をご覧ください。雨水排水計画の平面図です。申請地内に集水ますを設置し、東西に3本、南北に1本の浸透トレンチを埋設することによって敷地内浸透処理をする計画です。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。5番委員。

【5番委員】 この田んぼも先ほどと同じように休耕田でありまして、作付はされておりません。草が少し生えている程度で、適切に管理されていると思ひ

ます。土砂の流出、崩壊、排水などについても特に問題はないかと思えます。

以上です。

【議長】 それでは、質疑のある方。11番委員。

【11番委員】 ちょっと図面で、表記の問題でちょっと確認をしておきたいんですけども、例えば資料5-4の断面図のところに、盛土何平米、それから切土何平米という表記がありますね。これは平米じゃなくて、立方メートルの「m<sup>3</sup>」じゃないのかなというふうに思うんですけども。

【議長】 事務局。

【主査】 こちらについては、事務局のほうでこちらの図面を作成した申請者に確認したわけではないんですけども、恐らくは断面の面積を示しているものかと思われます。ですので、実際にどれぐらい土を入れるかというのは、これ掛ける長さといいますか、それによって算出をするものと思われます。一応、盛土がどれぐらいの量になるのかというのは、場合によっては県の土砂条例にかかってくる場合もございますので、一応、申請者には確認をとっております。土砂条例にはかからないということの確認はとっているんですけども、神奈川県から、どれぐらい土を入れるのかというのは数字として求められる可能性がございますので、この部分の数字についても、あわせて確認をとっておこうと思います。

【議長】 よろしいですか。

【11番委員】 はい。

【議長】 ほかに。ございませんね。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、受付番号14について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書11ページ、日程第3、議案第44号、相続税の納税猶



予に係る特例農地等の利用状況確認についてを議題といたします。

受付番号8についてですが、12番委員が関係人として農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本案件の審議終了まで退席を願います。

(12番委員退席)

【議長】 暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 議事を再開いたします。

受付番号8について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 この案件は、税務署からの調査で、相続税の納税猶予適用後20年が経過することによる納税猶予の特例適用農地の利用状況の確認に対して回答するものです。平成21年12月14日までの間に相続を受けた方のうち、市街化調整区域のみについて相続税の納税猶予の特例を受けている方は、相続税の納税猶予額は20年営農を続けることで免除となる制度でした。表中の申請面積とあるのは、20年前に相続税の納税猶予を申請したときの面積で、確認面積については、現在の農地台帳の面積を記載しております。

受付番号8、相続人は、杉久保南■■■■■■■■■■、■■■■、相続開始年月日は、平成11年5月2日、特例農地等の明細ですが、上河内字■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■■平米、ほか20筆、議案書のとおりです。全て市街化調整区域内の田畑で、田、■■■■■■平米、畑、■■■■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■■■■平米です。事務局で9月11日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりました。特に問題はないと思われま。

以上でございます。

【議長】 事務局から説明が終わりました。

それでは、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

意見のある方。

(「なし」の声あり)

質疑も意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

受付番号8について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。  
暫時休憩といたします。

(休 憩)

【議 長】 再開をさせていただきます。  
続きまして、議案書12ページ、受付番号9について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号9、相続人は、綾瀬市早川■■■■■■■■、■■■■、相続開始年月日は、平成11年6月4日、特例農地等の明細ですが、大谷字■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■■平米、ほか4筆、議案書のとおりです。全て市街化調整区域内の田で、合計、■■■■■■平米です。事務局で9月11日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりました。特に問題はないと思われま。

以上でございます。

【議 長】 事務局から提案説明が終わりました。  
それでは、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

意見のある方。

(「なし」の声あり)

質疑も意見もないようでございますので、受付番号9について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。  
続きまして、議案書13ページ、受付番号10について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号10、相続人は、本郷■■■■■■■■、■■■■■■、相続開始年



月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日までの 3 年間です。農業振興地域内の新規の計画で、借り手は市内の認定農業者です。9 月 1 1 日に事務局で現地確認をしたところ、現況は農地として管理されていました。農用地利用集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま

以上でございます。

【議長】 事務局から提案説明が終わりました。

質疑のある方。

(「なし」の声あり)

意見のある方。

(「なし」の声あり)

質疑も意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

受付番号 1 9 について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書 1 5 ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の (1) 生産緑地の斡旋についてを案件といたします。

生産緑地番号 6 5 について、事務局から説明をお願いいたします。

【主事】 生産緑地の買い取り申し出に対し、市長は、買い取らない場合、当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなければならないとされております。農業委員会へこの斡旋の協力依頼が来ております。

生産緑地番号 6 5、所在は、国分南■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、山林、■■■平米、議案書のとおりでございます。

案内図及び現地の写真は、資料の 6 をご覧ください。この農地につきましては、令和元年第 6 回定例総会におきまして、土地所有者の死亡という事由により生産緑地の主たる従事者についての証明願が提出され、証明の決定がされました。令和元年 7 月 2 9 日付で、市に対して現在の土地の所有者よりこの生産緑地の買い取りの申し出がされましたが、市





は許可は要しないこととなっております。それを定めているのが農地法第4条第1項第7号と、農地法第5条第1項第6号になります。

議案書17ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出になります。届出期間につきましては、令和元年8月1日から8月31日までの間に届出がされたものになります。

受付番号23、田、190平米、畑、197平米、合計、387平米になります。

続きまして、議案書の18ページをご覧ください。こちらは農地法第5条第1項第6号の規定による届出になります。届出期間につきましては、同じく令和元年8月1日から8月31日までの間に届出がされたものでございます。

受付番号41から43までの3件で、田、ゼロ平米、畑、517平米、合計、517平米になります。

以上、これらにつきまして専決処分で受理したことをご報告いたします。

以上でございます。

**【議長】** 事務局から説明が終わりました。

受付番号23、受付番号41から43の3件、合わせて4件につきまして、一括して質疑を受けたいと思いますが、質疑のある方いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようでございますので、今申し上げました受付番号23と、受付番号41から43の3件について、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**【議長】** 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。

次に、7. その他について委員の皆様から何かございますか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

**【議長】** 事務局から何かございますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ほかにないようでございますので、2番委員から、閉会の挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 本日は、長時間にわたり、慎重審議をしていただきましてありがとうございます。これにて第9回定例総会を閉会といたします。

(終了 午後2時30分)